平成２８年（フ）第３３０号
千葉市稲毛区小中台町1518番地４　キャッスルマンション105号
破産者　佐藤　博美
1　決定年月日　平成28年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５４４号
千葉市中央区東本町４番９号
破産者　田中喜美子
1　決定年月日　平成28年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５３号
富山市桜町２丁目３番18号
破産者　有限会社エスアイエヌ
1　決定年月日　平成28年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０９号
福島県郡山市鶴見坦１丁目２番９号
破産者　有限会社イクシス
1　決定年月日　平成28年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第１００号
岡山市北区今５丁目１番31号堂元ビル401号
破産者　髙橋サチコ
1　決定年月日　平成28年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２号
福岡県嘉麻市岩崎374番地２、開始決定時の住所福岡県宮若市宮田4902番地１　宮田ハイツ701号
破産者　松岡　光秀
1　決定年月日　平成28年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２７年（フ）第３７８号
大分県臼杵市大字臼杵702番地の32
破産者　亡佐々木次生相続財産
1　決定年月日　平成28年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結

平成２７年（フ）第５５号
熊本市北区大窪１丁目１番５号
破産者　熊本県クリーニング協同組合
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１４２５号
埼玉県加須市志多見541番地の１
破産者　商研機工株式会社
1　決定年月日　平成28年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１７００号
大阪市西区立売堀１丁目14番20号
破産者　株式会社ゼロム
1　決定年月日　平成28年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７０号
千葉県茂原市早野464番地４
破産者　本橋　昭夫
1　決定年月日　平成28年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第１８５３号
横浜市戸塚区上倉田町317番地ユニーブル戸塚302号
破産者　有限会社鈴木内装
1　決定年月日　平成28年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２６０号
静岡県富士宮市穂波町４番地の20
破産者　有限会社大内塗装
1　決定年月日　平成28年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所富士支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１３６号
茨城県つくば市中内464番地３
破産者　今野　良子
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第２７７号
大阪府泉佐野市中庄1494番地の１－201、前住所大阪府泉佐野市鶴原２丁目２番56－806号
破産者　兼次佐喜雄
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４１４号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地36棟203号
破産者　酒井　　孝
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２１０号
奈良県北葛城郡河合町広瀬台２丁目７番地19、前住所奈良県北葛城郡上牧町大字上牧816番地１　(111－30)
破産者　スタジオ・ヘルメスこと　鈴木　禎夫
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第３０号
栃木県栃木市藤岡町藤岡500番地29
破産者　関口　賢一
1　決定年月日　平成28年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第６１号
岐阜県可児市桜ケ丘３丁目55番地、前住所千葉県千葉市中央区今井２丁目12番11号　アイデアル402号
破産者　伊藤　康宏
1　決定年月日　平成28年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部